

案件概要書

平成 24 年 5 月 22 日
国際協力機構 東南アジア・大洋州部
東南アジア第六・大洋州課

1. 案件名（国名）

国 名：東ティモール民主共和国

案件名：ブルト灌漑施設復旧計画（The Project for Rehabilitation of Buluto Irrigation Scheme）

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における農業セクターの開発実績（現状）と課題

東ティモール国（以下、「東ティ」国）は、人口の70%以上が地方・農村地域に居住しており、経済活動人口の70%以上が農業セクターに従事している。その生産額は、非石油産業GDPの30%前後、非石油産業輸出額の80%を占める。

しかしながら、同国の農業は、粗放的な農業形態と低い生産性に特徴づけられ、メイズ、キャッサバ等のイモ類とともに同国の主食の1つである米の生産性は、2006年度実績で1.76t/ha、2010年には3.09t/haと改善傾向にあるものの、依然として非常に低い（例：インドネシア2010年5.01t/ha、ベトナム2010年4.98t/ha）。また、米の自給率は40～50%にとどまっており、「東ティ」国の食糧安全保障及び経済開発の実現のためには、米の生産拡大が課題となっている。

ブルト灌漑地区は、「東ティ」国政府が米の生産拡大施策として特定した9か所の優先灌漑地区の1つで、首都ディリと第2の都市バウカウを結ぶ国道1号線（※）上に位置し、ディリへ車で約2.5時間、バウカウへ車で約1.5時間とマーケットへのアクセスが良く、同地区で生産された米は国内で既に流通している。同地区の圃場の手入れはよく行き届き、農民の生産意欲も他地域に比べて高いが、伝統的な手法で灌漑され、取水が不安定なために、稲作可能面積が限られている上、雨期で2.0t/ha、乾期で1.8t/haと同国内でも生産性が低くとどまっていることが課題となっている。

※注）我が国及び「東ティ」国にとって初の借款事業である「国道1号線整備事業（52.78億円）」の円借款貸付契約が2012年3月に調印された。同道路の整備により、ディリーバウカウ間のアクセスは更に改善され、本件無償資金協力と有償資金協力の相乗効果が期待される。

(2) 当該国における農業セクターの開発政策と本事業の位置づけ及び必要性

「東ティ」国政府は、2011年7月に発表した「戦略的開発計画（SDP）2011-2030」において、農業セクターを石油、観光と並ぶ戦略セクターとして位置づけ、2020年までの食糧自給達成を目標として掲げている。取水施設及び灌漑水路等の建設により、灌漑面積を拡大するとともに、安定的な水の供給によって生産性を高めることで、米の増産を目指す本事業は、SDP2011-2030の食糧自給達成に貢献する事業として位置づけることができ、必要性は高い。

(3) 農業セクターに対する我が国の援助方針

我が国の対東ティモール国別援助方針の事業展開計画においては、「農業・農村開発」プログラムの中で食糧自給率の向上と稲作の生産拡大に向けた協力を行うこととしている。本事業は、これら分析・方針に合致している。

これまで、緊急無償や一般無償資金協力による灌漑施設の改修、農業水産省灌漑水管理局に対するアドバイザーの派遣、マナット県における灌漑稲作体系改善や水利組合運営のためのプロジェクト実施により、同国の米の生産性向上支援に取り組んできている。

(4) 他の援助機関の対応

当該セクターにおける他の援助機関の協力については、種子分野はAusAID、技術普及分野はEC、GIZ、ポストハーベスト・穀物貯蔵はFAOとAusAID、穀物流通チェーンはWFPがそれぞれ支援活動を展開しており、灌漑施設の改修と生産性向上に取り組む我が国支援との役割分担が進んでいる。

3. 事業概要

(1) 事業の目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

取水が不安定な伝統的手法で灌漑されているブルト灌漑地区に、取水施設及び灌漑水路等を建設することで、安定した灌漑水が供給され、当該地区の米の生産が増加し、「農業・農村開発プログラム」の目標である“農業生産性の向上（食糧増産）”に資することを目的とする。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

東ティモール国マナット県及びバウカウ県ブルト灌漑地区 約 750ha （別添地図参照）。

(3) 事業概要

1) 土木工事、調達機器等の内容

取水施設及び灌漑水路

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

詳細については協力準備調査にて確認する。

3) 調達・施工方法

詳細については協力準備調査にて確認する。

(4) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）及び実施能力・維持管理能力

事業実施機関：農業水産省灌漑水管理局

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進：本事業により、米の生産農家の所得向上が期待される。

3) ジェンダー：特になし。

4) 気候変動との関連：気候変動の影響により農作物生産量の減少が懸念されている中、本事業はコメの生産増加を目的としており、適応案件と位置づけられる。協力準備調査にて先方と認識を共有する。

(6) 他スキーム、ドナー等との連携・役割分担：特に想定されていない。

(7) その他特記事項：特になし。

4. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

既往の農業分野における類似案件においては、ソフトコンポーネントとして組織運営や水管理指導に関する技術指導を行ったことで、完工後、取水口のゲート操作が適切に行われるなど、施設の維持管理に貢献したとの教訓が得られている。

(2) 本事業への教訓

本事業においても、効果発現のためには完工後の施設の維持管理体制の構築が重要であることから、組織運営や水管理指導に関する技術指導をソフトコンポーネントとして含めることを検討する。

以上

〔別添資料〕プロジェクトサイト位置図

プロジェクトサイト位置図

